

伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務委託仕様書

1. 概要

(1) 委託名

伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

伊勢市内外の先進的なアイデア・技術等を保有するスタートアップ等を複数呼び込み、市内で講演会等のイベントを開催し、市内中小企業者との交流機会を創出し、オープンイノベーション促進や新規事業創出の機運醸成を図るとともに、将来的な市外スタートアップ等の移転促進の取組みの端緒とすること、また、創業及び第二創業の意欲向上を促し、将来的な市内スタートアップ等創出のきっかけとすることを旨とする。

(3) 履行場所

伊勢市地内

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年12月18日まで

2. 業務内容

伊勢市スタートアップ等交流促進イベントを開催するにあたり必要な企画立案、登壇者の調整、参加者募集、申込受付、イベントで使用する資料の作成（必要に応じて）、イベント開催・運営、アンケート実施、業務完了報告などを行うこと。

(1) 参加対象者

市内を中心とした中小企業者等・学生等、新規事業創出に関心がある方（30名程度）

(2) 開催日・会場

会場については以下のとおりとし、イベントの実施日時は協議の上、決定するものとする。また、見積の範囲内で以下に追加して実施する場合は、回数・日時・会場について発注者と協議の上、決定するものとする。

- ・開催日：学生等が参加しやすい日で1日以上
- ・会場：神社 Cheers（予定）

(3) 開催方法

対面での開催とする。会場及び会場において必要となる備品（机・椅子・パソコン・プロジェクター・マイク等）やWi-Fi環境等イベントの開催に必要なものについては受託者が準備するものとする。また、受講に際して参加者がパソコンなどの機材を使用する必要がある場合は、参加者が各自準備するものとする。

(4) 登壇者

多様な立場・視点から起業及び新規事業創出について参加者が学ぶことができるよう、市内外からスタートアップ、ベンチャー、スモールビジネスからそれぞれ1名以上選定し、神社 Cheers 校長・鈴木成宗氏と併せて依頼・調整する。その他、事業目的の達成に資する登壇者がいる場合は、受託者において提案すること。なお、不測の事態により登壇者を変更せざるを得ない場合は、受託者の責において同等の登壇者を選定し、発注者が認めた場合に限り変更ができるものとする。

(5) 内容

セミナーのプログラムは、起業や新規事業創出に意欲がある者の支援に相応しい内容となるよう、次の事項を基本として、各プログラムの詳細やその他のプログラムは受託者において提案し、発注者と協議の上決定するものとする。

- ・ 神社 Cheers 校長・鈴木成宗氏による神社 Cheers 誕生の経緯と起業家支援を含む内容の基調講演を行うこと。
- ・ 複数の登壇者によるクロストークを行うこと。
- ・ 伊勢市内で新たに起業に挑戦しようとする意欲を創出できるような内容構成とすること。
- ・ 学生等を含む知識・経験が少ない参加者にもわかりやすい内容を基本とすること。
- ・ 登壇者及び参加者の相互交流の機会を設け、新規事業創出の機運醸成を図る内容とすること。

(6) 参加申込への対応

- ・ オンラインによる参加申込を可能とし、受付及び参加者名簿の作成は受託者が行うこと。
- ・ オンラインでの参加をも可能とする場合は、イベント参加のためのシステム環境等に関する参加者からの質問に対応する等のフォローを行うこと。

(7) チラシの作成

参加者募集告知チラシを作成すること。チラシは、A4 サイズ・片面または両面・カラーとし、PDF データ及び印刷したチラシ 1,000 部を開催日の1か月前までに作成すること。なお、印刷したチラシの商工労政課への納品枚数については、別途協議の上、決定するものとする。周知については、発注者と協働で周知啓発を行うこと。

(8) アンケートの実施

セミナー終了後、参加者に対してイベントに関する内容及び新規事業創出に関する内容を含めたアンケート（20 問程度）の回答を依頼し、集計・分析を行う。

なお、アンケートについては市と協議の上作成することとする。

3. 成果品

本業務が完了した時は、業務の成果等を取りまとめた事業実績報告書（紙媒体 A4 版）及び電子データ（Word、Excel、PDF など市で閲覧が可能なもの）を、令和 8 年 12 月 18 日（金）までに発注者に各 1 部提出すること。

- ・実施報告書
- ・制作物データ（オンラインセミナーの録画データを含む）及び一覧表
- ・参加者アンケート結果
- ・写真記録
- ・その他、市長が必要と認める項目

4. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ、（様式 1）再委託申請書で申請し、伊勢市の承諾を受けなければならない。再委託する業務範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先の業務に問題が生じた場合は、受注者が責任を持って、主体的に対応すること。

5. 委託料の支払いについて

成果品の納入をもって委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理した時は、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払う。

6. 留意事項

(1) 業務体制

- ・あらかじめ伊勢市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・業務期間を通じて連続して担当できる担当者を確保すること。なお、担当者は本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 著作権等

本業務により作成される納品物件については、基本的に伊勢市が著作権のほか一切の権利を有するものとし、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

なお、従前より受託者またはその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるものとする。

(3) その他

- ・本仕様書に定めのない事項は、伊勢市と受託者が協議の上決定するものとする。

- ・本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により発注者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ・本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。
- ・個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難い事由が生じた場合は、伊勢市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。
- ・この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、伊勢市の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。